

就学前教育・保育施設等の整備促進に係る緊急提言

各都道府県および各市町村においては、待機児童を早期に解消し、安全かつ安心な教育・保育環境を実現するため、就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、計画的に保育所等の施設整備を進めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、児童福祉施設等の施設整備に取り組んでいるところです。

このたび、両交付金について、令和6年度第1回協議において申請額が予算の上限に達したことから、不採択の施設が生じたところであり、今後は採択のルールをより明確にさせていただく必要があります。

今般、第2回協議が実施されることとなったものの、対象が限定されているとともに、協議額どおりの内示はできないこととされており、計画的な施設整備に多大な支障が生じています。

本会において全国調査を行ったところ、施設整備の協議が中断している事例もあり、子どもの安全・安心の確保の観点から、真に憂慮すべき事態と考えます。

つきましては、子どもたちが安全で安心して過ごすことができる体制を整備し、もって次世代育成支援対策を推進されるよう、下記の事項について緊急に要請します。

記

- 1 令和6年4月にこども家庭庁が実施された所要額調査を踏まえ、全国の自治体が計画している全ての施設整備事業が確実かつ円滑に実施できるよう、以下の対応を行うこと。
 - (1) 早期の補正予算対応により令和6年度予算枠を確保すること。
 - (2) 施設整備に遅れが生じないように、速やかな交付金の内示、交付決定とともに、内々示の実施や実施設計の事前着手を認めるなど柔軟な対応を可能とすること。
- 2 令和7年度当初予算編成に当たっては、整備計画に支障を来たすことのないよう、十分な予算額を確保すること。

令和6年5月24日

全国知事会子ども・子育て政策推進本部長
滋賀県知事 三日月 大造